

平成 2 0 年 度

都市・地域整備局関係予算内示要旨

平成 1 9 年 1 2 月 2 0 日

国土交通省都市・地域整備局

I 平成20年度 都市・地域整備局関係予算内示総括表

(1) 国 費 (単位:百万円)

事 項	前年度予算額 (A)	内 示 額 (B)	対前年度倍率 (B/A)	備 考
下 水 道 事 業	651,662	(618,899) 617,869	(0.95) 0.95	
都 市 公 園 事 業	110,349	104,790	0.95	
都 市 環 境 整 備 事 業	344,553	344,294	1.00	
市 街 地 整 備	292,358	292,707	1.00	
道 路 環 境 整 備	2,200	2,100	0.95	
都 市 水 環 境 整 備	49,995	49,487	0.99	
小 計	1,106,564	1,066,953	0.96	

1. 本表は、国土交通省関係ベースである。
2. 本表の他に、内閣府一括計上の地域再生基盤強化交付金（20年度内示額：144,608百万円、前年度：141,833百万円、1.02倍）があり、下水道事業の内示額の上段（ ）書きは20年度に交付金化した額（1,030百万円）を含んだ計数である。
3. 都市環境整備事業については、他局との共管分を含む。
4. 下水道事業の内示額には、重点施策推進要望に係る施策（27,981百万円）を含む。
5. 都市公園事業の内示額には、重点施策推進要望に係る施策（5,178百万円）を含む。
6. 市街地整備の内示額には、重点施策推進要望に係る施策（18,000百万円）を含む。
7. 都市水環境整備の内示額には、重点施策推進要望に係る施策（300百万円）を含む。
8. 下水道事業の上段（ ）書きに、都市水環境整備のうち下水道事業分を含んだ場合の再計は、663,072百万円（前年度696,288百万円、0.95倍）である。
9. 都市公園事業に都市水環境整備のうち都市公園事業分を含んだ場合の再計は、110,104百万円（前年度115,718百万円、0.95倍）である。

事 項	前年度予算額 (A)	内 示 額 (B)	対前年度倍率 (B/A)	備 考
街 路 事 業	457,348	道路整備事業全体として、 2,894,860百万円の内示があっ たが、各道路種別の金額につ いては、未調整である。		
街 路 事 業	336,839			
土 地 区 画 整 理 事 業	100,320			
市 街 地 再 開 発 事 業 等	19,049			
街 路 交 通 調 査	1,140			
都市再生事業資金貸付金等	410			
小 計	457,758	-	-	
都 市 ・ 地 域 整 備 局 (一 般 公 共 事 業 費) 計	1,564,322	-	-	
災 害 関 係	538	538	1.00	
行 政 経 費	5,454	6,627	1.22	

1. 本表は、国土交通省関係ベースである。
2. 道路整備事業全体内示額には、道路関係社会資本を含む。
3. 道路整備事業全体内示額には、重点施策推進要望に係る施策（98,524百万円）を含む。
4. 街路事業には、地方道路交付金事業、連続立体交差関連公共施設整備事業及び電線共同溝整備事業を含む。
5. 都市再生事業資金貸付金等には、連続立体交差事業資金貸付金を含む。
6. 行政経費の内示額には、重点施策推進要望に係る施策（1,100百万円）を含む。

(2) 財政投融资資金

(単位：百万円)

区 分	前年度 (A)	内示額 (B)	倍率 (B/A)
社会資本整備事業特別会計業務勘定	1,000	0	—
独立行政法人都市再生機構	2,400	23,800	9.92
独立行政法人奄美群島振興開発基金	300	300	1.00

※社会資本整備事業特別会計業務勘定は、旧都市開発資金融通特別会計分である。

II 内 示 要 旨

○ 下水道事業

1. 雨に強い都市づくり支援事業の創設（新世代下水道支援事業制度の拡充）については、認められた。 [別紙 1]
2. 下水道長寿命化支援制度の創設については、認められた。 [別紙 2]
3. 民間活用型地球温暖化対策下水道事業制度の創設については、認められた。 [別紙 3]
4. 下水道事業における市町村合併支援措置の延伸等補助対象範囲の見直しについては、認められた。 [別紙 4]

○ 都市公園事業

1. 歴史・文化資産を保全・活用したまちづくりを推進するための都市公園事業の拡充については、一部認められた。 [別紙 5]
うち、補助対象施設の追加及び国営平城宮跡歴史公園（仮称）の整備着手については、認められない。
2. 地震に強い都市づくりのための防災公園の整備推進については、認められた。 [別紙 6]
3. 地域防災拠点となる防災公園の対象都市要件の拡充については、認められた。 [別紙 7]
4. 都市公園バリアフリー化緊急支援事業の創設については、認められた。 [別紙 8]
5. 省CO₂型都市の実現のための緑地環境整備総合支援事業の拡充については、認められた。 [別紙 9]
6. 国営公園の入園料に係る制度の充実については、認められた。

○ 都市環境整備事業

1. 市街地再開発事業等の拡充については、認められた。 [別紙 10]
2. 暮らし・にぎわい再生事業の拡充については、認められた。 [別紙 11]
3. 都市再生総合整備事業（土地集約・整形化有効利用等推進計画作成事業）の拡充については、認められた。 [別紙 12]
4. 都市再生区画整理事業の拡充については、認められた。 [別紙 13]
5. まち再生総合支援事業の拡充については、認められた。 [別紙 14]
6. エコまちネットワーク整備事業の拡充については、認められた。 [別紙 15]
7. 都市防災総合推進事業の拡充については、認められた。 [別紙 16]
8. 都市交通システム整備事業の拡充については、認められた。 [別紙 17]
9. まちづくり交付金の拡充については、認められた。 [別紙 18]

○ 街路事業

1. 交通結節点改善事業の拡充については、認められた。 [別紙 19]
2. 連続立体交差事業の新規着工準備箇所
 - ・京王電鉄京王線（東京都）については、認められた。 [別紙 20]
 - ・西武鉄道新宿線（東京都）については、認められた。 [別紙 21]
 - ・京阪電鉄京阪本線（大阪府）については、認められた。 [別紙 22]

○ 独立行政法人都市再生機構

〔事業費〕

都市機能更新事業	40,241百万円	（対前年度比	0.67）
防災環境軸整備事業	2,500百万円	（対前年度比	1.00）
土地有効利用事業	37,956百万円	（対前年度比	0.99）
防災公園街区整備事業	15,663百万円	（対前年度比	0.91）
まちなか再生・まちなか居住推進事業	3,000百万円	（対前年度比	1.00）
宅地供給推進事業	18,841百万円	（対前年度比	0.99）

○ 日本下水道事業団

業務運営費補助金	411百万円	（対前年度比	0.98）
----------	--------	--------	-------

○ 離島振興及び奄美群島振興開発の推進（公共事業費）

離島振興対策実施地域及び奄美群島の地域において、総合的な振興開発の推進を図るため、これらの地域に係る公共事業予算について、農林水産省所管分等を含めて予算の一括計上を行っている。

地域計上予算内示総括表

〔国 費〕

（単位：百万円）

区 分	離 島 内 示 額	倍 率	奄 美 内 示 額	倍 率
国土交通省関係	39,050	0.89	14,315	0.96
治山治水	5,700	0.98	953	1.08
治 水	3,886	1.00	808	1.14
海 岸	1,814	0.94	145	0.81
道路整備	17,838	0.91	5,968	1.05
港湾空港鉄道等	13,072	0.87	6,523	0.93
港 湾	12,385	0.86	5,961	0.91
空 港	687	1.16	562	1.16
住宅都市環境整備				
都市環境整備	47	1.00	91	0.16
下水道水道廃棄物処理等	2,393	0.72	780	1.16
下 水 道	2,368	0.72	780	1.16
都市公園	25	0.71	0	-
農林水産省関係	36,412	0.88	(14,856) 14,529	(0.98) 0.95
厚生労働省関係（簡易水道）	2,020	1.09	714	1.16
環境省関係（廃棄物処理）	452	1.07	93	0.32
合 計	77,934	0.89	(29,978) 29,651	(0.97) 0.96

1. 道路整備事業、都市環境整備事業、下水道事業、都市公園事業の全部若しくは一部に係る公共事業費は再掲である。
2. 上段（ ）書きは、農林水産省計上予算（327百万円）を含んだ計数である。
3. 内示額には、重点施策推進要望に係る施策（離島：3,172百万円、奄美：841百万円）を含む。

○ 特定地域振興対策の推進（行政経費）

特定地域予算内示総括表

〔国 費〕

（単位：百万円）

区 分	内 示 額	対前年度 倍 率
奄 美 振 興	4 5 8	0. 9 9
小 笠 原 振 興	1, 5 1 2	0. 9 7
離 島 振 興	2 4 1	0. 9 9
豪雪地帯振興	1 7 1	0. 9 7
半 島 振 興	6 4	0. 9 7

○行政経費

<主な新規事項等>

1. 歴史的資産を核とした魅力あるまちづくりの推進（歴史的環境形成総合支援事業の創設）
[別紙 23] 730百万円
魅力的な歴史的風致をもつまちづくりを推進することにより、地域の誇りを育み、地域の活性化を図るため、景観形成総合支援事業を景観・歴史的環境形成総合支援事業に再編し、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律案（仮称）」に基づく歴史的風致形成建造物（仮称）の復原・修理等を中心としたハード・ソフト両面にわたる取組を総合的に支援する。
2. 先導的都市環境形成促進事業の創設 [別紙 24] 300百万円
集約型都市構造の実現に資する拠点的市街地等において、地区・街区レベルにおける先導的な環境負荷削減対策を強力に推進するため、計画策定、コーディネート及び社会実験・実証実験等に対する支援を行い、省CO₂型の都市の実現を図る。
3. 集落活性化推進事業の創設 [別紙 25] 400百万円
地方の条件不利地域における公益サービスの維持確保、産業の活性化及び地域間交流の促進を図るため、市町村・NPO等が行う既存の公共施設等を活用した施設整備等を支援する。
4. 下水道水環境保全効果向上支援制度の創設（新世代下水道支援事業制度の拡充）
[別紙 26] 150百万円
地方公共団体が、下水道の未接続の解消を図るため、生活保護の受給者に対しトイレの水洗化及び排水設備の設置を支援する場合、また、合流区域における分流化等に伴う排水設備の改造等を支援する場合に、国が助成額の一部を補助することにより、下水道整備による水質保全効果をより一層向上させる。
5. 景観形成総合支援事業の拡充 [別紙 27] 200百万円
事業主体について、本事業の事業計画に位置付けられた都道府県（自らの管理施設を対象とする場合に限る。）を追加する。また、対象地域について、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律案（仮称）」に基づく「歴史的風致維持向上計画（仮称）」の重点区域（仮称）及び「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律案（仮称）」に基づく「認定観光圏整備実施計画（仮称）」の区域を追加する。
6. まちづくり計画策定担い手支援事業の拡充 [別紙 28] 200百万円
対象地域について、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律案（仮称）」に基づく歴史的風致維持向上計画（仮称）の重点区域（仮称）を追加する。
7. テレワーク推進調査経費 70百万円
テレワークの普及を促進するため、職場や自宅以外での就労を可能とするテレワークセンターの社会実験、大都市の企業のテレワーク導入や地方のテレワークを推進するためのワークショップ、普及啓発活動等を実施する。
8. 道路交通の円滑化に資する鉄道施設等の改良検討経費の拡充 [別紙 29] 669百万円
踏切の遮断等を制御するシステムの高度化に関する検討に加えて、効率的な鉄道高架技術の開発等について検討を行う。

事業評価の実施について（平成19年12月末時点）

【新規事業採択時評価】

平成20年度の新規事業採択にあたり、公共事業の新規事業採択時評価実施要領及び各事業毎に定める実施要領細目に基づき、

- ・事業費を新たに予算化しようとする事業
- ・準備、計画に要する費用を予算化しようとする事業（連続立体交差事業等の着工準備）について、費用対効果分析を含んだ総合的な評価を実施している。

政府予算案の閣議決定時においては、個別箇所予算内示をされる事業について、評価結果及び採択箇所等を公表するものとしており、対象事業は以下のとおり。

○街路事業

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	費用便益分析				貨幣換算が困難な効果等による評価
		貨幣換算した便益:B(億円)		費用:C (億円)	B / C	
		便益の内訳及び主な根拠				
京王電鉄京王線連続立体交差事業 (代田橋駅～八幡山駅付近) 東京都	1,020	1,185	【内訳】 移動時間短縮便益 ：1,101億円 走行経費減少便益 ：81億円 交通事故減少便益 ：3億円 【主な根拠】 踏切交通遮断量 ：約29万台時/日	465	2.5	・踏切16箇所（うち開かずの踏切16箇所）を除却することにより、地域分断の解消、良好な市街地形成が図られる。 ・歩行者及び自転車交通の利便性、安全性の向上が図られる。
西武鉄道新宿線連続立体交差事業 (中井駅～野方駅付近) 東京都	600	741	【内訳】 移動時間短縮便益 ：686億円 走行経費減少便益 ：46億円 交通事故減少便益 ：9億円 【主な根拠】 踏切交通遮断量 ：約28万台時/日	340	2.2	・踏切9箇所（うち開かずの踏切7箇所）を除却することにより、地域分断の解消、良好な市街地形成が図られる。 ・歩行者及び自転車交通の利便性、安全性の向上が図られる。
京阪電鉄京阪本線連続立体交差事業 (香里園駅～枚方公園駅付近) 大阪府	900	905	【内訳】 移動時間短縮便益 ：870億円 走行経費減少便益 ：23億円 交通事故減少便益 ：12億円 【主な根拠】 踏切交通遮断量 ：約30万台時/日	519	1.7	・踏切21箇所（うち開かずの踏切20箇所）を除却することにより、地域分断の解消、良好な市街地形成が図られる。 ・歩行者及び自転車交通の利便性、安全性の向上が図られる。

※総事業費には、鉄道事業者負担分を含む。

【再評価】

公共事業の再評価実施要領及び各事業毎に定める実施要領細目にに基づき、

- ・事業採択後５年間が経過した時点で未着工の事業
- ・事業採択後１０年間が経過した時点で継続中の事業
- ・事業採択前の準備・計画段階で５年間が経過している事業
- ・再評価実施後一定期間が経過している事業

等について、再評価を実施しており、再評価結果については、年度予算の支出負担行為の実施計画が承認された後に公表しているところであるが、現時点におけるその取組状況は以下のとおり。

事業種名	評価対象予定数	再評価実施状況
道路・街路事業	約 ５８事業	年度内に評価完了予定
市街地再開発事業	約 ７地区	年度内に評価完了予定
土地区画整理事業	約 ５０地区	年度内に評価完了予定
都市再生推進事業		
都市防災総合推進事業	約 １地区	年度内に評価完了予定
都市公園事業	約 ６９箇所	年度内に評価完了予定
下水道事業		
公共下水道事業	約 １９３箇所	年度内に評価完了予定
流域下水道事業	約 ７箇所	年度内に評価完了予定

※道路・街路事業については、道路局の補助事業を含む。

※市街地再開発事業については、住宅局の補助事業を含む。

雨に強い都市づくり支援事業の創設 (新世代下水道支援事業制度の拡充)

下水道事業課、流域管理官

1. 背景・目的

近年、激しい集中豪雨の多発や都市化の進展に伴い、短時間に大量の雨水が流出することによる内水氾濫の被害リスクが増大している。このような状況の下、被害を最小化するためには、ハード中心の対策から、住民自らの災害対応やこれを支援するソフト対策を組み合わせた総合的な対策へと転換するとともに、ハード対策についても、「雨水の排除」を主体とした方策を転換し、「貯留浸透による流出抑制」を的確に組み合わせ、地域の関係者が一体で取り組むことが求められている。

以上を踏まえ、地域における関係主体が一体となって、雨水の流出抑制や民間による被害軽減対策を計画的に推進することにより、「雨に強い都市づくり」を実現する。

2. 概要

新世代下水道支援事業制度において「雨に強い都市づくり支援事業」を創設し、過去10年間に浸水実績がある地区について、以下の施策を実施する。

(1) 計画策定

「雨に強い都市づくり計画」の策定に要する経費の3分の1を地方公共団体に補助。

(2) 雨水流出抑制の強化

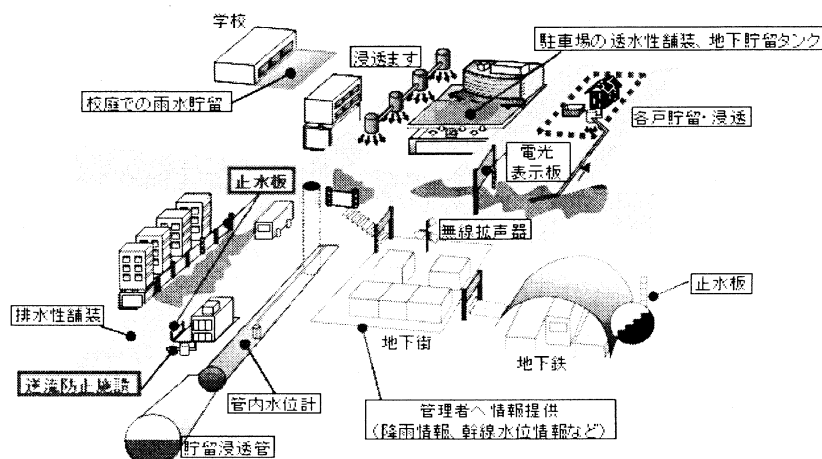
- ① 下水道や他の公共施設における雨水貯留浸透施設の設置に要する経費の3分の1を補助。
- ② 民間事業者が業務ビルや大規模商業開発施設等に雨水流出抑制施設を設置する際に、地方公共団体が助成する額の2分の1（総費用の3分の1を限度）を補助。

(3) 民間による被害軽減対策（自助）への支援

- ① 地方公共団体が実施する降雨データ等のリアルタイム情報提供システムの構築に要する経費について、2分の1（都市下水路事業の場合は10分の4）を補助。
- ② 不特定多数が利用する地下空間及び病院、介護老人福祉施設等浸水発生時に迅速な対応や自主的な避難等が困難な人を収容する施設に止水板及び逆流防止施設を設置する際に、地方公共団体が民間事業者に助成する額の2分の1（総費用の3分の1を限度）を補助。

3. 事業効果

関係機関が一体となって雨水流出抑制などの被害軽減対策に取り組むことにより、一層効果的に浸水被害の最小化が図られる。



下水道長寿命化支援制度の創設

下水道事業課

1. 背景・目的

下水道整備の進展に伴い、管路延長は約39万km、処理場数は約2,000箇所にとぼるなど施設ストックが増大している。これに伴い、管路施設の老朽化等に起因した道路陥没も増加傾向にあり、平成18年度の発生件数は約4,400箇所にとぼっている。道路陥没後の老朽管路の改築といった事後的な対応では、市民生活に大きな支障が出るだけでなくコスト的にも不経済となる。

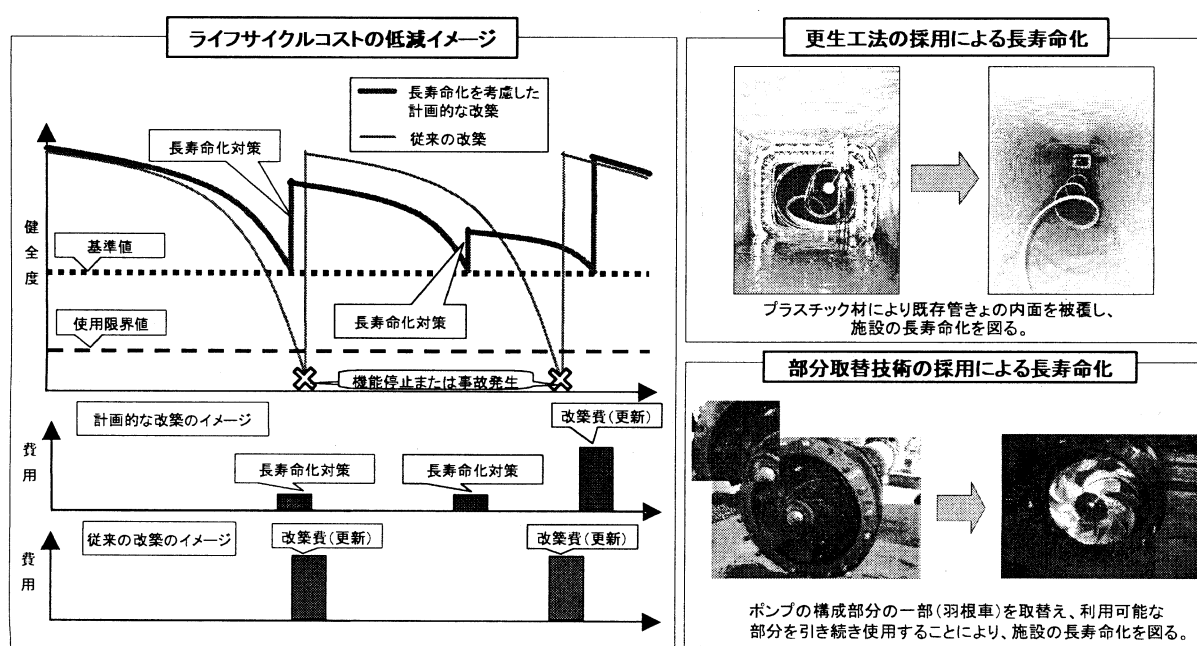
以上を踏まえ、日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす事故発生や機能停止を未然に防止するため、限られた財源の中で、ライフサイクルコスト最小化の観点から踏まえ、耐震化等の機能向上も考慮した、長寿命化対策を含めた計画的な改築を推進するものである。

2. 概要

ライフサイクルコストの最小化を目的とした長寿命化計画（対策内容、対策時期など）の策定に要する経費を補助対象とし、計画的な長寿命化対策を支援する。

3. 事業効果

増大する下水道ストックをライフサイクルコストの観点から適正に管理し、下水道機能の継続性が確保される。



1. 背景・目的

都市活動から発生する下水は、豊富な資源・エネルギーを有しており、下水を処理することで発生する下水汚泥については、廃棄物として捉えるのではなく、バイオマスとして資源化・再利用することにより、地球温暖化防止等に貢献していく必要がある。

2. 概 要

(1) 計画策定

(2) 資源化施設等

当該計画に基づき、P F I 手法により民間事業者が資源化を前提とした下水汚泥等の処理施設（炭化炉等）を建設する際に、地方公共団体への補助を通じてこれを支援する。また、民間事業者が下水汚泥等の処理施設と関連して整備する貯蔵施設等の建設費に対し、CO₂削減効果が 1, 0 0 0 t－CO₂/年以上と見込まれる場合には、地方公共団体が助成する額の全額又は一部（但し、総費用の 3 分の 1 を限度とする。）を補助する。

なお、関連施設に対する補助については当面５年間の措置とし、当該制度の活用状況を基に、民間活用促進効果やCO₂削減効果等を検証するものとする。

3. 事業効果

The diagram shows the flow of carbonized sludge from a wastewater treatment plant to construction sites. Key components include:

- 下水処理場 (Wastewater Treatment Plant):** The source of the sludge.
- 下水汚泥の供給 (Supply of Wastewater Sludge):** The process of moving sludge from the plant to the carbonization facility.
- 炭化炉 (Carbonization Furnace):** The facility where sludge is carbonized.
- 炭化汚泥 (Carbonized Sludge):** The final product of the carbonization process.
- 炭化汚泥等資源化施設 (炭化炉等)の建設、運営 (Construction and Operation of Carbonized Sludge etc. Resource Conversion Facilities (Carbonization Furnaces, etc.)):** The facility that manages the carbonization process.
- 関連施設(貯蔵施設等)の建設、運営 (Construction and Operation of Related Facilities (Storage Facilities, etc.)):** The facility that manages the storage and distribution of carbonized sludge.
- 火力発電所など (Thermal Power Plants, etc.):** The final destination for the carbonized sludge, used for energy production.
- 国 (Country):** The entity providing subsidies for the construction of the facilities.
- 建設建設費に補助。 (Subsidy for Construction Costs.):** The type of subsidy provided by the country.
- CO2削減効果が一定以上ある場合は、関連施設の建設費に対して間接補助(1/3)。 (If the CO2 reduction effect is above a certain level, indirect subsidy (1/3) for the construction cost of the related facilities.):** The condition for the subsidy.
- PFI事業者等 (PFI Business Operators, etc.):** The entities responsible for the construction and operation of the facilities.
- 「下水道資源循環利用計画(仮称)」に位置付け (Positioned in the 'Sewerage Resource Circulation Plan (Provisional Name)'):** The plan under which this process is implemented.

下水道事業における市町村合併支援措置の延伸等補助対象範囲の見直し

下水道事業課

1. 背景・目的

行政の効率化等の観点から、政府として市町村合併を推進しているところである。一方、公共下水道の管きよの補助対象範囲は、市町村規模が小さくなるほど補助が手厚くなるよう設定されており、合併により市町村規模が大きくなると、補助対象範囲が縮小されることとなる。

近年、政府の方針に従い、多くの市町村が合併しているが、下水道事業を実施している市町村が、合併により不利益を生じることのないよう補助の特例措置を延伸する。

また、地域活性化等の観点から、下水道の普及率の地域間格差の解消に向け、比較的整備が遅れている中小市町村の整備促進に向けた補助対象範囲の見直しを行う。

2. 概 要

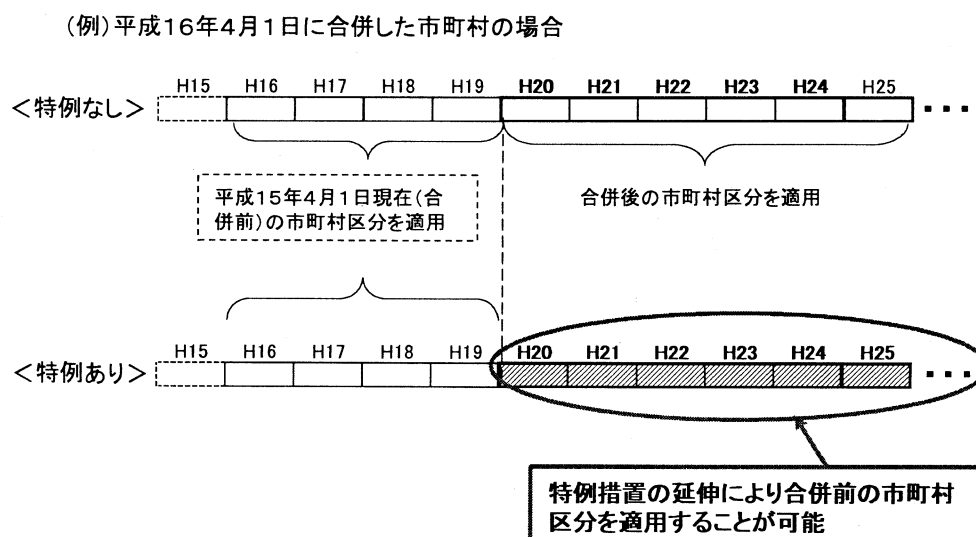
(1) 公共下水道の管きよの補助対象範囲を定める際の市町村区分の適用に関する特例措置を以下のように延伸する。

平成13年3月9日以降に市町村の合併をした市町村については、平成27年度までを期限として、市町村の合併をした日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日までの間は、当該市町村の合併前の市町村の区分を適用できるものとする。

(2) 財政力の弱い中小市町村における下水道整備を促進するため、公共下水道の管きよの補助対象範囲の見直しを行う。

3. 事業効果

合併支援措置を延伸することにより、市町村合併に伴う不利益の解消に資する。また、中小市町村等における未普及解消が促進される。



歴史・文化資産を保全・活用したまちづくり を推進するための都市公園事業の拡充

公園緑地課

1. 背景・目的

地域の歴史・文化資産を保全・活用したまちづくりを推進するため、市町村が作成し、国の認定を受けた「歴史的風致維持向上計画（仮称）」に基づいて実施する都市公園事業について補助対象を拡充し、地域活性化の核となる歴史・文化資産の保全・活用に資する都市公園の整備を推進する。

2. 概 要

「歴史的風致維持向上計画（仮称）」に基づいて実施する都市公園事業のうち、公園管理者の許可を受けて都市公園内に設置・管理する施設の整備について、補助対象となる事業主体に公園管理者以外の地方公共団体及び歴史的風致維持向上機構（仮称）を追加する。

なお、公園管理者以外の地方公共団体に対しては直接補助することとし、歴史的風致維持向上機構（仮称）が行う整備に対して地方公共団体が補助する場合に、当該地方公共団体が補助に要する費用の一部を国が補助することができるものとする。

3. 事業効果

多様な主体による歴史・文化資産を保全・活用したまちづくりの推進が図られる。

地震に強い都市づくりのための防災公園の整備推進

公園緑地課

1. 背景・目的

平成19年に発生した能登半島地震、新潟県中越沖地震の被害状況を踏まえ、地震対策の早期実施を図るため、市町村が策定する「地震に強い都市づくり推進5箇年計画」に基づく関連事業と連携し、地震に強い都市の形成に資する防災公園の整備を推進する。

2. 概 要

市町村が策定する「地震に強い都市づくり推進5箇年計画」に位置付けられた防災公園の整備を重点的に支援するとともに、避難所・防災拠点として機能する公園施設の耐震診断を補助対象に追加する。

3. 事業効果

都市公園の耐震性が向上すること、また、複数の事業手法と連携することにより、都市において緊急かつ総合的に防災性の向上が図られる。

地域防災拠点となる防災公園の対象都市要件の拡充

公園緑地課

1. 背景・目的

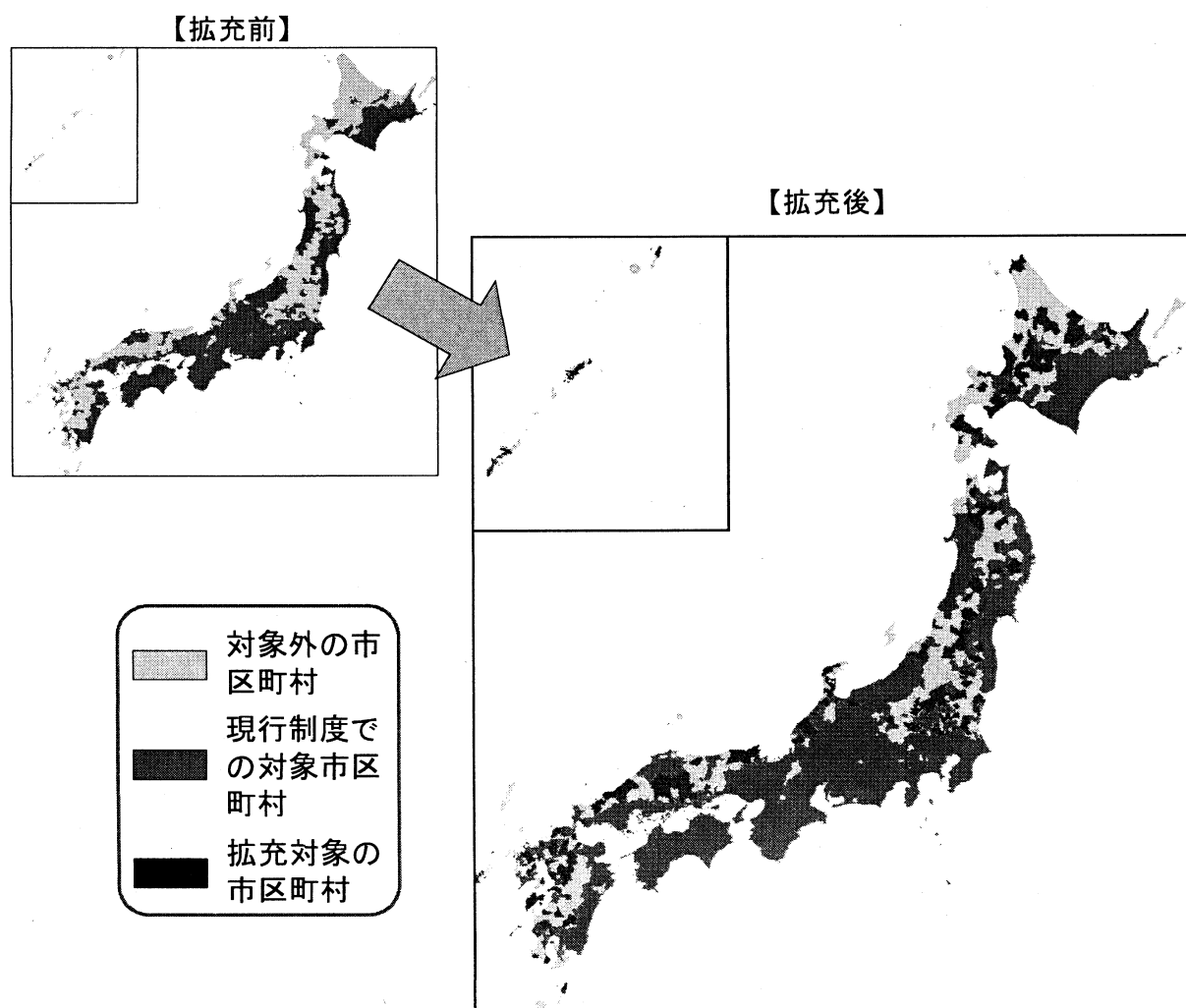
近年相次いで発生した大規模地震において防災公園が災害復旧・復興の拠点として有効性を発揮したことを踏まえ、人口や産業が集中し、被災した場合に甚大な被害が想定される都市において、災害時に地域防災拠点となる防災公園の整備を全国的に推進する。

2. 概 要

防災公園のうち、地域防災拠点となる防災公園の対象都市要件に、D I D区域を有する都市を追加する。

3. 事業効果

全国的に地域防災拠点の整備が推進され、地震発生時における被害の軽減、早期の復旧・復興が可能となる。



都市公園バリアフリー化緊急支援事業の創設

公園緑地課

1. 背景・目的

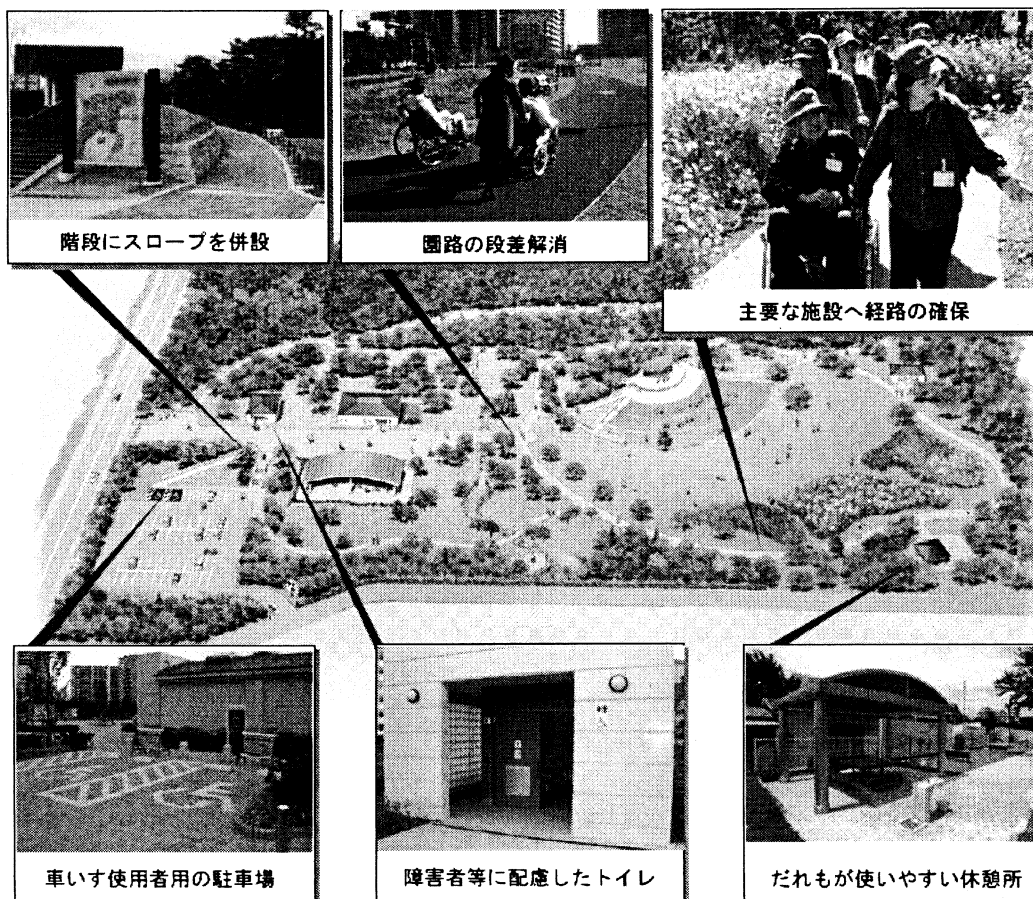
バリアフリー新法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」を踏まえ、具体的な都市公園のバリアフリー化率向上に関する目標を定めた市町村において、緊急かつ計画的に都市公園のバリアフリー化を推進し、高齢者、障害者を含め、誰もが快適に生活できる都市環境の形成を図る。

2. 概 要

都市公園のバリアフリー化に課題があり、次期社会資本整備重点計画期間（平成20年度～平成24年度）における都市公園のバリアフリー化の目標を統合補助事業計画に定めた市町村に対して、都市公園統合補助事業において、複数の都市公園におけるバリアフリー化のための施設整備を、一人当たり公園面積にかかわらず一括採択することにより緊急に支援する（平成20年度から5箇年間に限定）。

3. 事業効果

「移動等円滑化の促進に関する基本方針」の目標達成に向けて都市公園のバリアフリー化が推進され、高齢者、障害者等だれもが快適に都市公園を利用することができる。



省CO₂型都市の実現のための緑地環境整備総合支援事業の拡充

公園緑地課

1. 背景・目的

集約型都市構造の実現に資する拠点的市街地等において、地区・街区レベルにおける環境負荷削減対策を強力に推進するため、エネルギーの面的利用、都市交通対策等と一体的に行う緑地環境整備総合支援事業について拡充し、民有地等を活用した緑化の推進を図る。

2. 概要

地区全体の緑化の目標を定めた先導的都市環境形成計画の区域において実施する市民緑地等整備事業（緑地環境整備総合支援事業の要素事業）のうち、借地公園の整備について、以下のとおり支援するとともに、事業実施後の整備効果の検証を行う（平成20年度から5箇年間に限定）。

(1) 面積要件

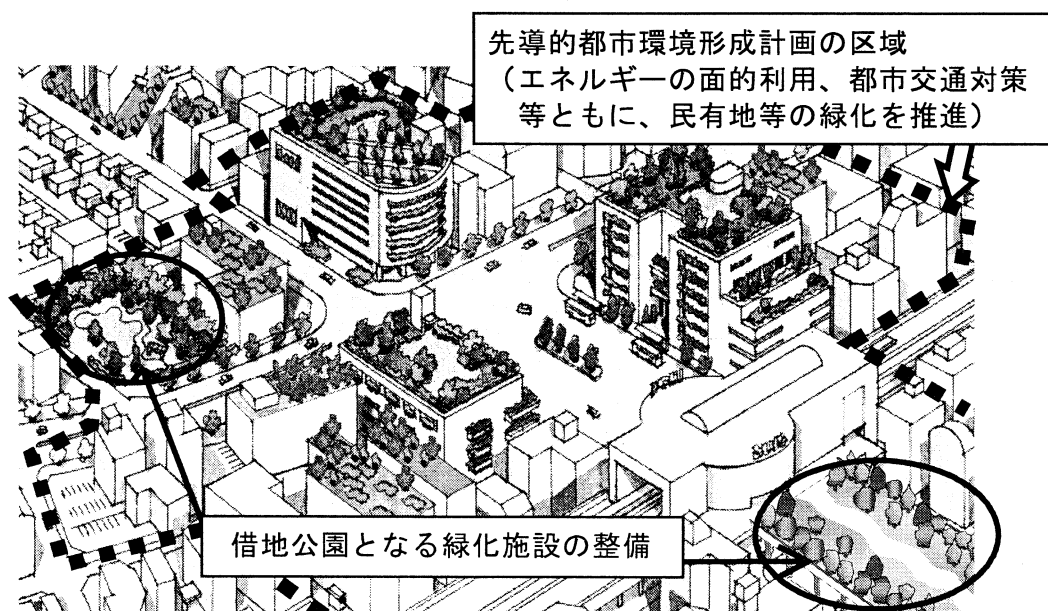
高木を含む緑化率が80%以上の公園で緑化面積が500㎡以上のもの
（事業主体が民間事業者の場合は、整備後に借地公園として開設するもの）

(2) 補助率

- ・ 民間事業者が借地公園となる緑化施設を整備する際に、地方公共団体が行う補助に要する費用の1/2以内かつ、当該施設の整備に要する費用の1/3以内
- ・ 地方公共団体が事業主体となる場合は、施設費の1/2

3. 事業効果

省CO₂型都市の先導となる拠点的開発において、民有地を活用した緑化を推進することにより、CO₂吸収源対策及び建築物等における熱環境の改善が図られる。



市街地再開発事業等の拡充

市街地整備課、住宅局市街地建築課

1. 市街地再開発事業等の拡充

(1) 背景・目的

市街地再開発事業等による施設建築物は、地域の主要拠点に位置し、かつ耐火性、耐震性に優れていること等から、災害時に避難施設等として有効に活用することができると考えられる。このため、市街地再開発事業等の補助対象に、災害時に活用可能な集会所等の施設整備を追加することにより、地震に強い都市づくりの推進に資することを目的とする。

(2) 概 要

市町村が策定する「地震に強い都市づくり推進5箇年計画」に位置付けられた市街地再開発事業及び防災街区整備事業の補助対象に、災害時に活用可能な集会所等の施設整備を追加する。

ただし、補助対象の施設は以下の条件を満たすものに限定する。

- ・ 地方公共団体等の公的主体が取得する又は管理することが担保される施設
- ・ 地方公共団体が定める地域防災計画に位置付けられている又は位置付けられる予定のある施設

(3) 事業効果

市街地再開発事業等により、災害時に活用可能な集会所等の整備の促進が図られ、地震に強い都市づくりの推進に資する。

2. 都市再開発支援事業の拡充（都市・地域整備局）

(1) 背景・目的

土地区画整理事業及び防災街区整備事業は、市街地再開発事業と同様に都市の再開発を進める上で有効な事業であることから、これら事業の関係主体が実施する事業の初動期活動、一体的な再開発計画の立案・調整に対して支援をすることにより、都市の再開発の促進を図る。

(2) 概 要

都市再開発支援事業の事業主体に土地区画整理事業及び防災街区整備事業の関係主体を追加する。

(3) 事業効果

市街地整備事業の立ち上げの円滑化等が図られ、都市の再開発が促進される。

暮らし・にぎわい再生事業の拡充

まちづくり推進課、市街地整備課、住宅局市街地建築課

1. 背景・目的

地域固有の特色あるまちなみ・建築物等を活かした整備の促進や市街地再開発事業等の事業手法の活用による都市機能のまちなか立地を推進することにより、地方都市等において市街地の特性に応じた中心市街地の活性化を図る。

2. 概要

(1) 地域固有のまちなみを活かした整備の促進

① 地域固有のまちなみを活かした整備に対する補助要件の緩和

三大都市圏の既成市街地、近郊整備地帯等の区域及び政令指定都市を除く地域で実施される暮らし・にぎわい再生事業について、対象施設要件を以下の通り緩和する。

- ・「地階を除く階数が原則として3階以上であること」を撤廃する。
- ・「耐火建築物又は準耐火建築物であること」を緩和し、「空地の整備、消火施設の増強等により、周辺市街地への延焼を防ぐための代替措置がなされていること」とする。ただし、空きビル再生支援を除く。

② 附帯事業（関連空間整備）における補助対象の追加

コア事業と併せて実施される附帯事業の補助対象に緑化施設等の整備費を追加する。

(2) 市街地再開発事業等の事業手法の活用による都市機能まちなか立地の推進

市街地再開発事業等の採択要件を満たす都市機能導入施設を整備する場合、都市機能まちなか立地支援の補助対象に供給処理施設整備費、空地整備費等を追加する。

3. 事業効果

地域固有のまちなみを活かした整備、市街地再開発事業等の事業手法の活用による都市機能のまちなか立地等、地域の実情に応じた事業実施を可能とすることにより、一層効果的な中心市街地活性化を図る。



都市再生総合整備事業（土地集約・整形化有効利用等推進計画作成事業）の拡充

まちづくり推進課

1. 背景・目的

我が国において都市の再生は依然として重要課題であり、とりわけ地方都市における地域活性化は喫緊の課題となっている。

都市再生・地域再生の促進に向け、民間事業者を都市再生に誘導する取組が引き続き必要である。

2. 概要

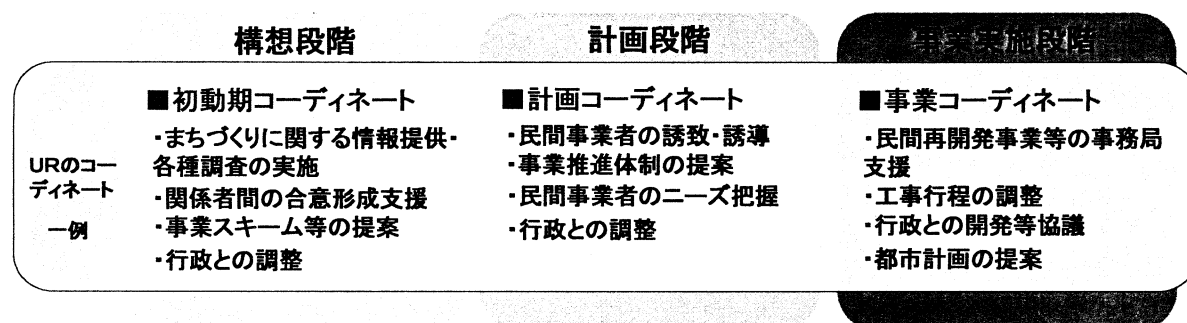
都市再生総合整備事業の一事業である「土地集約・整形化有効利用等推進計画作成事業」は、低未利用地の有効利用の促進及び都市再生に向けた民間事業者の誘導のため条件整備として既成市街地の整備改善を行う場合に、独立行政法人都市再生機構が市街地の将来像を明らかにしつつ、計画策定や事業化へ向けたコーディネートを実施するものである。

本事業における独立行政法人都市再生機構への補助を現行中期計画期間の平成20年度まで延長する。（現行は平成19年度まで）

3. 事業効果

本事業により、引き続き独立行政法人都市再生機構の有する市街地整備等に関するノウハウとマンパワーを活用することで、民間事業者の都市再生への誘導が図られ、都市再生・地域再生が促進される。

独立行政法人都市再生機構が行うコーディネート業務



民間の投資環境整備

民間事業者を都市再生へ誘導

- ・ 構想段階からのコーディネートにより、民間事業者の円滑な事業参画を誘導
- ・ 独立行政法人都市再生機構と民間事業者のパートナーシップによる共同開発により民間事業者の進出を促進
- ・ 独立行政法人都市再生機構が自ら基盤整備等の事業を実施し、民間事業者の立地を誘導

都市再生区画整理事業の拡充

市街地整備課

1. 集約型都市構造への再編・既成市街地の再整備の推進

(1) 背景・目的

土地区画整理事業により、都市基盤施設の整備とあわせ街区の再編を行い、都市機能の集積、土地の有効利用を促進し、集約型都市構造への転換・既成市街地の再整備を推進する。

(2) 概 要

- ① 重点地区（補助率1／2）を再編し、「街なか再生重点地区」を「拠点的地街地形成重点地区」とし、要件について「D I Dに係る又は隣接する区域」を「D I Dに係る区域（将来D I Dに見込まれる区域を含む）」に改める。
「拠点的地街地形成重点地区」とは、中心市街地、都市再生緊急整備地域、都市計画マスタープラン等において位置付けられた地域の拠点に係る地区等とする。
- ② 一般地区（補助率1／3）の要件について、「D I Dに隣接する区域」を削除する。

(3) 事業効果

重点地区の再編により、都市機能の集積した拠点的地街地の整備等が図られ、人口減少・超高齢者社会に対応した集約型都市構造への転換が促進される。

2. 歴史的環境の保全・整備の推進

(1) 背景・目的

既成市街地において失われつつある伝統的建築物等の歴史的資産を活かしたまちなみ形成を推進する。

(2) 概 要

- ① 「歴史的風致維持向上計画(仮称)」に基づく事業地区を重点地区に追加する。
- ② 「歴史的風致維持向上計画(仮称)」の方針に基づき整備する場合、歴史的まちなみ形成に資する建築物等の従前建築物等の移転補償費を補助限度額の対象に追加する。

(3) 事業効果

歴史的資産を活かした市街地整備により、歴史的風致の維持・向上が図られる。

3. 地震に強い都市づくりの推進

(1) 背景・目的

大規模地震の発生が日本全国で危惧される状況に対応するため、地震に強い都市づくりを緊急に推進する。

(2) 概 要

市町村が策定した「地震に強い都市づくり推進5箇年計画」に位置付けられた土地区画整理事業において、防災関連施設の整備費を補助対象とし、補助限度額の対象に追加する。

(3) 事業効果

都市における防災関連施設整備の促進により、防災性の向上が図られ、大規模地震等に伴う人的・経済的被害が軽減される。

まち再生総合支援事業の拡充

まちづくり推進課

1. 背景・目的

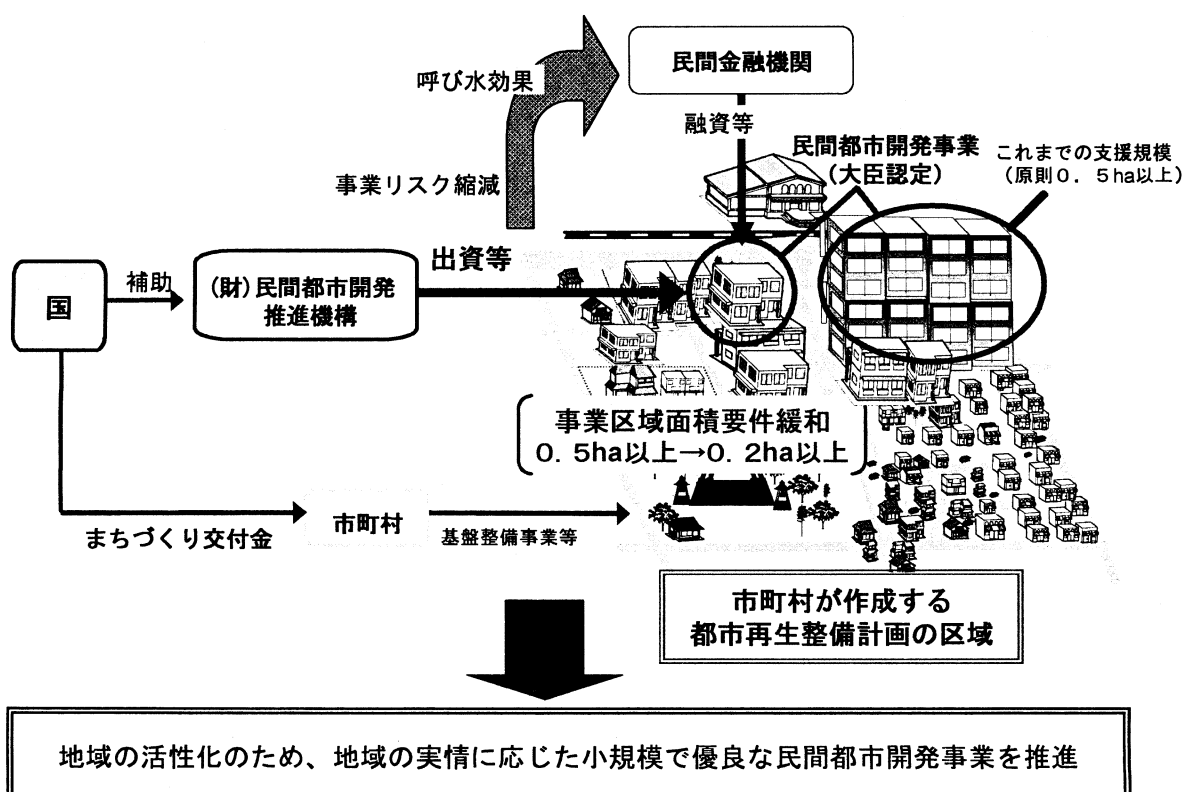
地方都市の活性化のためには、地域の実情に応じた小規模で優良な民間都市開発事業についても推進を図ることが必要である。しかしながら、地方都市において依然として厳しい経済情勢が続いている中、こうした小規模な事業であっても円滑な資金調達が困難となっている事例が散見される。これら課題に対応するため、出資等により事業の立ち上げを支援する民間都市開発推進機構のまち再生出資業務について、事業区域面積要件の緩和を行うことにより、地方都市の活性化に資する優良な民間都市開発事業の立ち上げに係る資金調達の円滑化を図る。

2. 概 要

三大都市圏の既成市街地、近郊整備地帯等の区域及び政令指定都市を除く地域においては、都市再生整備計画の区域（広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律に基づく重点地区を含む。）内における事業区域面積0.2ha以上の民間都市開発事業で国土交通大臣の認定を受けたものに対しても、まち再生出資業務により支援を行うこととする（現行、原則0.5ha以上）。

3. 事業効果

要件の緩和により、地方都市において、地域の実情に応じた比較的小規模で優良な民間都市開発事業に対して、民間都市開発推進機構が支援することが可能となり、地方都市の活性化が一層推進される。



1. 背景・目的

2. 概 要

- ### (1) 地区要件の緩和

(2) 補助対象施設の追加（5年間の限定措置（平成20年度～24年度）とする）

① 補助対象施設

都市計画に位置付けられた地域冷暖房施設（プラント、主要な熱導管）のうち初期投資にかかるもの

- ② 補助率

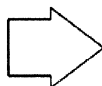
長期借入金の利子相当額の $1/3$

3. 事業効果

地域冷暖房に対して包括的に支援することにより、エネルギー面的利用が促進され、省CO₂型の都市の実現が図られる。

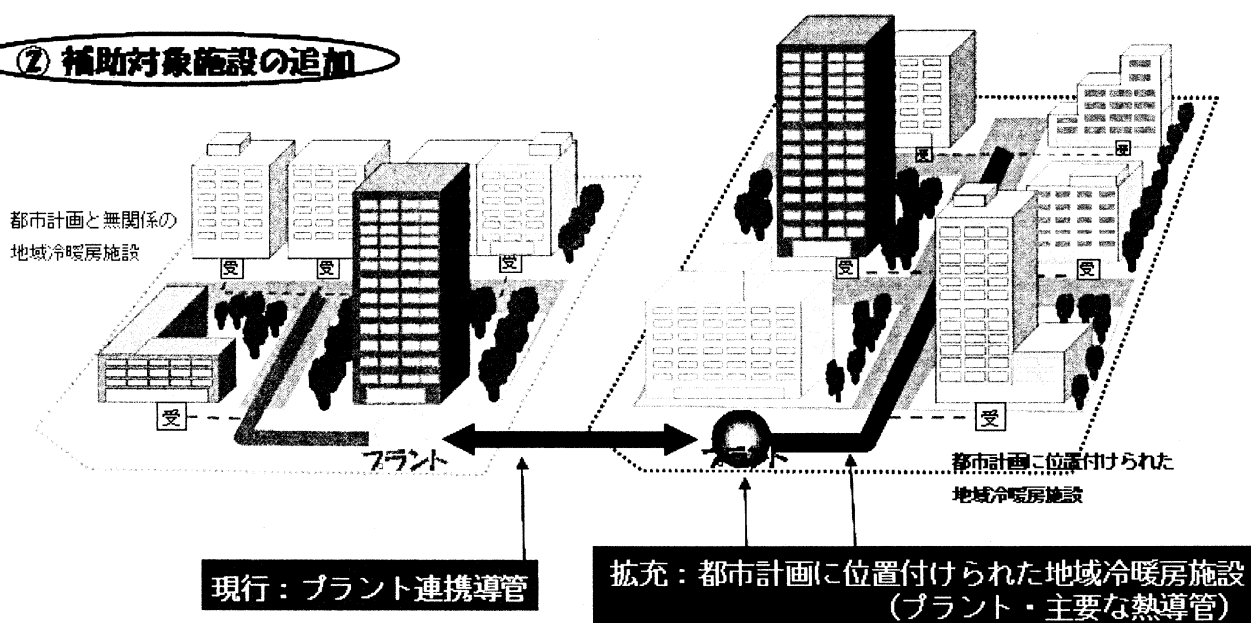
①地区要件の緩和

現行：都市再生本部にて決定された
都市再生緊急整備地域



拡充：先導的都市環境形成計画に
位置付けられた地域の追加

② 補助対象施設の追加



新たに補助対象とする地域冷暖房に対し、長期借入金の利子相当額の1/3を補助。

都市防災総合推進事業の拡充

まちづくり推進課

1. 背景・目的

新たな事業メニューの創設・地区要件の見直し等を行うことにより、大規模地震に備えた事前対策、被災後の復興対策の両面から、緊急かつ総合的な取組に対する支援を強化し、防災上危険な市街地の改善及び被災地の活力ある早期復興を促進する。

2. 概要

(1) 地震に強い都市づくり緊急整備事業の創設

避難地・避難路・ライフライン等総合的な地震防災対策を推進するための5箇年計画を策定した市町村に対し、計画に位置付けられた事業について各種事業において重点実施するとともに、補助対象施設に特例を設ける「地震に強い都市づくり緊急整備事業」を創設する。

(2) 被災地における復興まちづくり総合支援事業の創設

大規模災害による被災地を災害に強いまちへ再生するとともに、地域活力の早期復興のためのまちづくりに対し、計画の策定から公共施設や共同施設等の施設整備まで一体的に支援する「被災地における復興まちづくり総合支援事業」を創設する。

(3) 事業対象地区要件の見直し

都市防災総合推進事業の対象地区要件に、D I D地区を追加する。

(4) 地区公共施設等整備（防災まちづくり拠点）に係る間接補助制度の創設

「地区公共施設等整備（防災まちづくり拠点施設）」の補助対象に、「災害時協定等を締結した民間の施設に対し、地方公共団体が補助する費用」を追加する。

3. 事業効果

本事業の拡充により、大規模地震に備えた事前対策、被災後の復興対策の両面から、緊急かつ総合的な取組が強化され、大規模地震等に伴う人的・経済的被害を軽減するとともに、被災地の活力ある早期復興が可能となる。

○地震に強い都市づくり緊急整備事業

地震に強い都市づくり推進5箇年計画の策定

総合的な支援の強化



○被災地における復興まちづくり総合支援事業

大規模災害の発生

①復興まちづくり計画策定支援(補助率1/2)
・復興まちづくり事業計画の策定
・住民合意形成

・災害に強いまちへの復興
・地域活力の早期復興

復興まちづくり事業計画の策定

被災地の特性に応じた
まちづくりへの支援

②復興に向けた公共施設等の整備・高質化(補助率1/2、1/3)
③復興のための共同施設・修景施設等への助成(間接補助、補助率1/3)

都市交通システム整備事業の拡充

街路課

1. 背景・目的

省CO₂型の都市づくりや歴史・文化資産を保全・活用したまちづくりにおいては、交通体系のあり方を十分考慮していくことが必要である。そこで、安全で円滑な交通を確保し、魅力ある都市の将来像を実現するため、徒歩、自転車、自動車、公共交通の適正分担を目的とした都市の交通システムの整備を図り、自動車から公共交通への利用の転換や、安全・快適な歩行者等の移動空間が確保された交通体系の構築を推進していく。

2. 概要

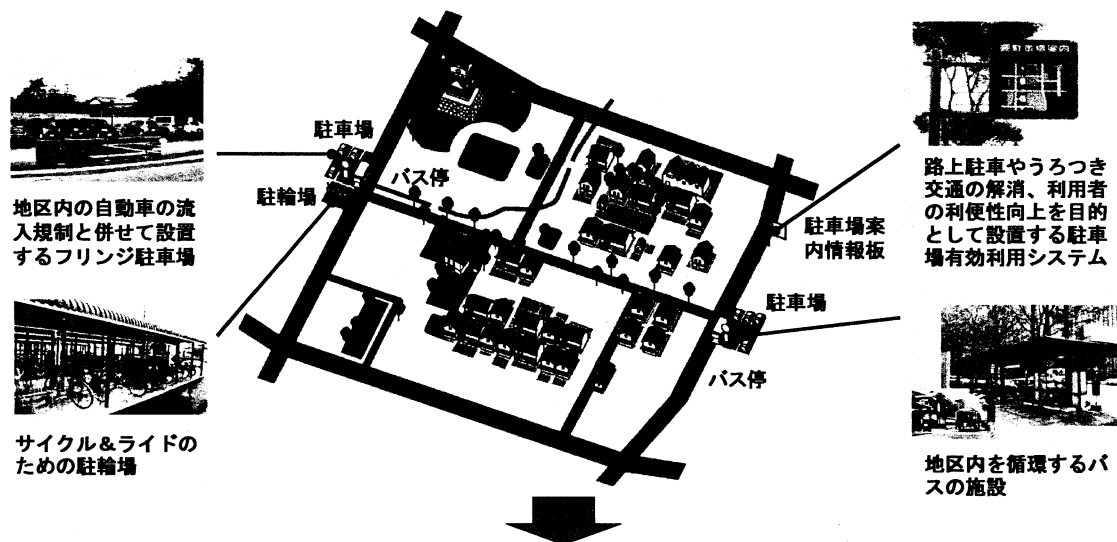
都市交通システム整備事業を実施する整備地区に以下の区域を追加する。

- (1) 「先導的都市環境形成計画」に位置付けられた区域（区域内で整備される施設等と密接に関連して区域外で整備される施設も含む）
- (2) 国の認定を受けた「歴史的風致維持向上計画（仮称）」の重点区域（仮称）の区域（区域内で整備される施設等と密接に関連して区域外で整備される施設を含む）

3. 事業効果

本事業の実施により、CO₂排出量が削減されたまちづくりや、歴史・文化資産を保全・活用したまちづくりに資する交通体系の構築が推進される。

◆歴史・文化資産を保全・活用したまちづくりにおける都市の交通システムの整備イメージ◆



地区内を通過する交通が排除され、良好な景観形成と併せて安全・快適な歩行者等の移動空間が確保されることから、史跡巡りやイベント、祭りなどで地域に親しまれるまちづくりが可能となる。

まちづくり交付金の拡充

まちづくり推進課

1. 背景・目的

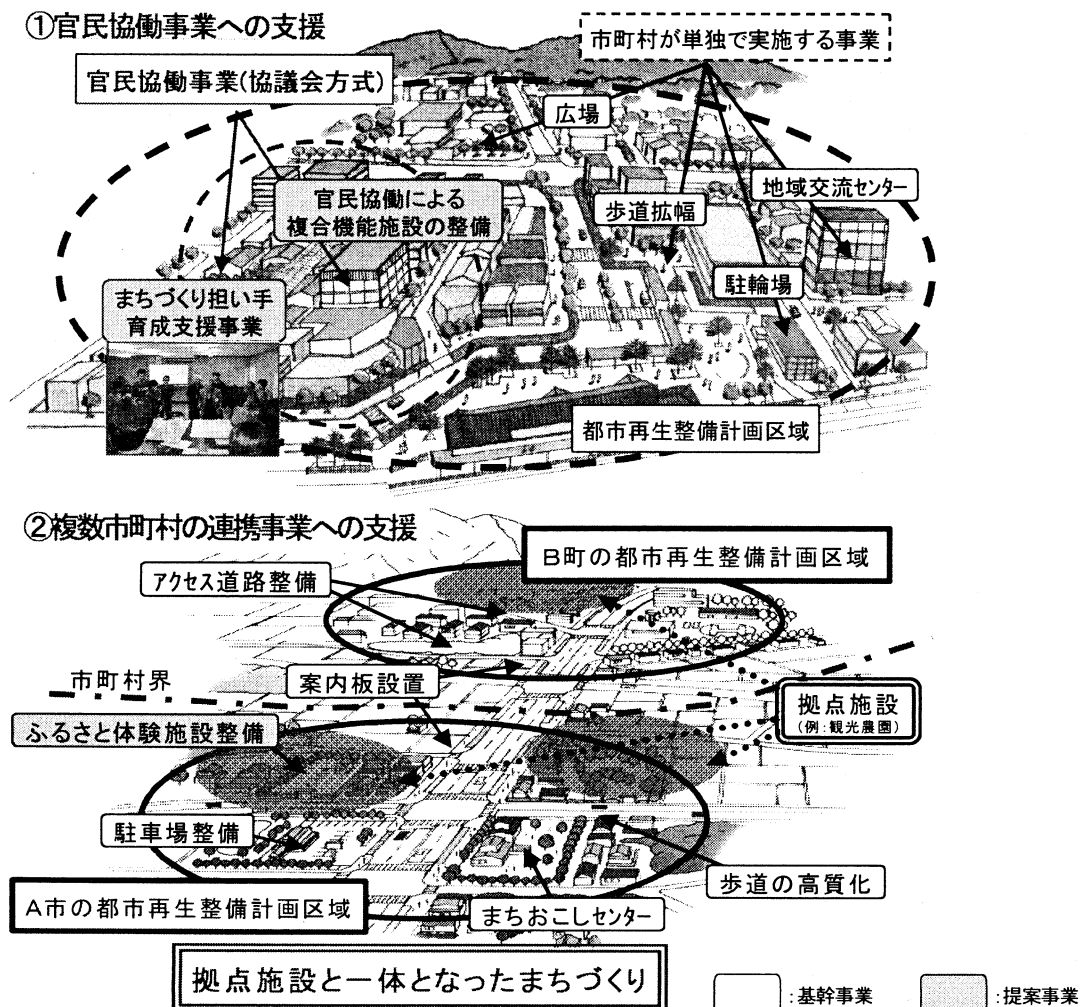
現下の重要な課題である地域の活性化を更に推進するため、地域の担い手のニーズを反映した官民協働によるまちづくりや、複数の市町村の連携によるまちづくりを推進することを目的として、まちづくり交付金の拡充を行う。

2. 概要

地域の創意工夫を活かした全国都市再生をより一層推進するため、事業規模の拡大を図る。さらに、市町村都市再生整備協議会が行う官民協働事業への支援や、複数の市町村により一本化された都市再生整備計画に基づき行われる連携事業への支援を強化する。その際、複数の市町村が連携し、広域的地域活性化基盤整備計画に位置付けられた拠点施設と一体的なまちづくりを行う場合も対象とする。

3. 事業効果

- 市町村が作成した都市再生整備計画に基づき、総合的・戦略的に事業を実施することにより、通常の事業では得ることのできない相乗効果・波及効果が得られる。
- 地域の担い手のニーズを反映されることで自主性に富んだまちづくりが行われるとともに、複数の市町村が連携することでより効率的・効果的なまちづくりが行われる。



歴史・文化を活かしたまちづくり支援 (まちづくり交付金の拡充)

まちづくり推進課

1. 背景・目的

我が国の宝であり、喪失の危険のある文化財等の歴史資産や、その周辺の歴史的風致を将来にわたって継承し、これらの維持向上によるまちづくりを進めることが地域活性化の観点からも重要となっている。

2. 概要

次世代に継承すべき歴史・文化資産を保全・活用したまちづくりを推進するため、市町村が策定し、国の認定を受けた「歴史的風致維持向上計画（仮称）」に基づく事業を行う地区で一定の要件を満たす場合について、まちづくり交付金の基幹事業に古都及び緑地保全事業、電柱電線類移設等を追加する。

※基幹事業と提案事業

道路や公園、下水道、高次都市施設といった主要な公共公益施設の整備等で従来から国土交通省で支援してきた事業（基幹事業）と、市町村の提案に基づく事業（提案事業）を交付対象事業としている。

3. 事業効果

- 市町村が作成した都市再生整備計画に基づき、総合的・戦略的に事業を実施することにより、通常の事業では得ることのできない相乗効果・波及効果が得られる。
- 失われつつある歴史的風致の維持向上による魅力的なまちづくりが推進される。



交通結節点改善事業の拡充

街路課

1. 背景・目的

駅前広場等の交通結節点において、自転車駐車を整備し、放置自転車を排除するとともに乗り継ぎ利便性を高めることにより、円滑で安全な交通の確保及び交通結節機能を強化することが必要である。

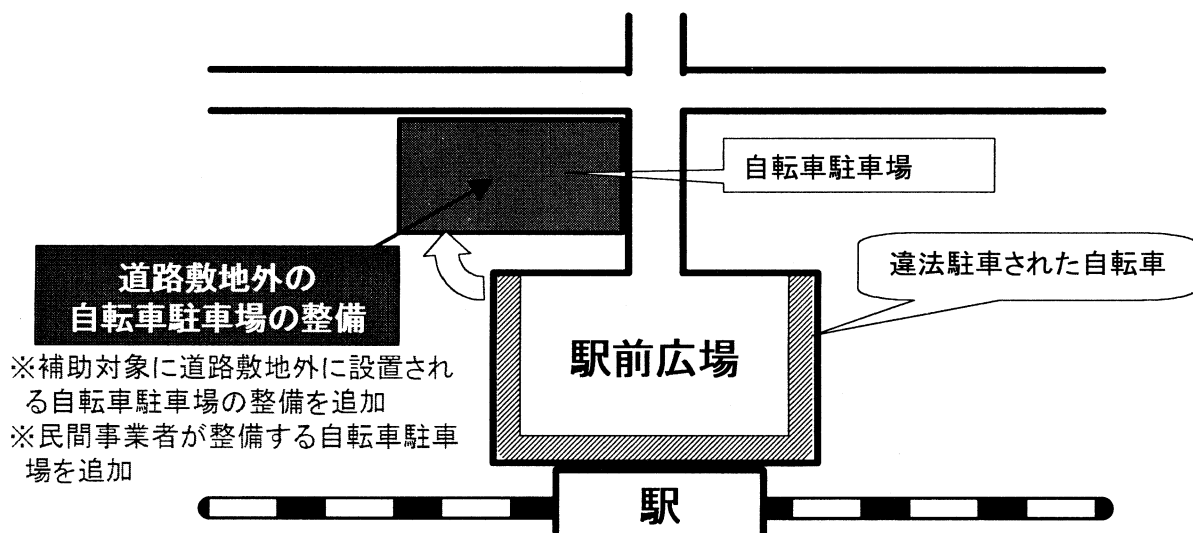
2. 概要

交通結節点改善事業のうち、道路施設の整備と一体的に道路敷地外の整備を行う結節点環境改善事業の補助対象に自転車駐車場の整備を追加する。あわせて、当該整備の補助対象者に民間事業者を追加することとし、民間事業者が行う場合は、その整備に要する費用に対して地方公共団体が補助する額（地方公共団体の補助額が全体事業費の2/3を超える場合は、当該2/3に相当する額）の1/2以内を地方公共団体に対し補助する。

3. 事業効果

交通結節点近傍においては、依然として多数の放置自転車が問題であり、今回の拡充により、道路敷地外の活用を含めた放置自転車対策が可能となるとともに、民間事業者等の土地、ノウハウ、経験等の活用も可能となり、より効率的・効果的な対策を行うことができる。

<交通結節点近傍における道路敷地外の自転車駐車場の整備のイメージ>



連続立体交差事業（新規着工準備箇所）

街路課

事業名	けいおうでんてつけいおうせんれんぞくりたいこうさじぎょう 京王電鉄京王線連続立体交差事業 だいたばしえき はちまんやまえきふきん (代田橋駅～八幡山駅付近)	事業主体	東京都										
起終点	自：とうきょうとし ぶ やく さづ か 東京都渋谷区笹塚 至：とうきょうとすぎなみくかみたかいど 東京都杉並区上高井戸	延長	約4.3 km										
事業概要													
本事業は、京王電鉄京王線の代田橋駅～八幡山駅付近の約4.3kmにおいて鉄道を立体化することにより、16箇所の踏切(うち開かずの踏切16箇所)を除却し、都市内交通の円滑化を図るとともに、分断された市街地の一体化による都市の活性化を図る事業である。													
事業の目的、必要性													
本事業区間は、環状第7号線と環状第8号線の間に位置し、区間内にある踏切16箇所全てが「開かずの踏切」である。また、重要な幹線道路である放射第23号線が未整備であるなど、道路ネットワーク形成上の課題となっている。そのような状況から、交通渋滞や地域分断解消のための抜本的な対策が求められている。 本事業では、当該区間を立体化し、円滑な道路交通の確保、市街地の一体化、踏切事故の解消を図るものである。併せて、放射第23号線等の都市計画道路の整備や明大前駅の駅前整備等を進め、交通結節点機能の強化とともに土地利用の更新、地域の活性化を図るものである。													
事業概要図													
東京都 当該箇所 N <table><tr><th colspan="2">凡 例</th></tr><tr><td>.....</td><td>未整備都市計画道路</td></tr><tr><td>////</td><td>鉄道平面区間</td></tr><tr><td>■ ■ ■</td><td>鉄道立体化済み</td></tr><tr><td>●</td><td>開かずの踏切</td></tr></table> 環状8号線 補助215号線 杉並区 補助133号線 荒玉水道道路 永福通り 京王井の頭線 井の頭通り 環状7号線 八幡山駅 上北沢駅 車庫 井の頭駅 下高井戸駅 明大前駅 代田橋駅 至 調布 世田谷区 補助54号線 東急世田谷線 京王京王線 補助128号線 補助154号線 放射23号線 至 新宿 対象区間				凡 例			未整備都市計画道路	////	鉄道平面区間	■ ■ ■	鉄道立体化済み	●	開かずの踏切
凡 例													
.....	未整備都市計画道路												
////	鉄道平面区間												
■ ■ ■	鉄道立体化済み												
●	開かずの踏切												

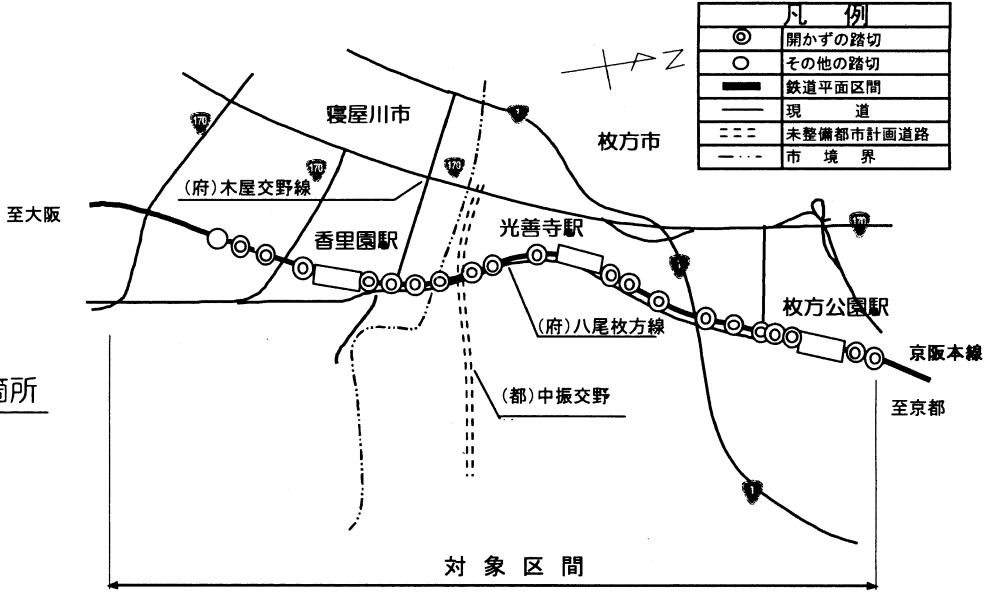
連続立体交差事業（新規着工準備箇所）

街路課

事業名	せいぶてつどうしんじゅくせんれんぞくりたいこうさじぎょう 西武鉄道新宿線連続立体交差事業 (なかいえきのがたえきふきん) (中井駅～野方駅付近)	事業主体	東京都										
起終点	自：とうきょうとしんじゅくなかい 東京都新宿区中井 至：とうきょうとなかのくのがた 東京都中野区野方	延長	約2.6 km										
事業概要													
本事業は、西武鉄道新宿線の中井駅～野方駅付近の約2.6kmにおいて鉄道を立体化することにより、9箇所の踏切(うち開かずの踏切7箇所)を除却し、都市内交通の円滑化を図るとともに、分断された市街地の一体化による都市の活性化を図る事業である。													
事業の目的、必要性													
本事業区間は、環状第6号線と環状第7号線の間に位置し、区間内にある踏切9箇所のうち、7箇所が「開かずの踏切」である。また、都市計画道路と2箇所で交差しており、補助第26号線の踏切においては、踏切交通遮断量が約9万台にも達している。そのような状況から、交通渋滞や地域分断解消のための抜本的な対策が求められている。 本事業では、当該区間を立体化し、円滑な道路交通の確保、市街地の一体化、踏切事故の解消を図るものである。併せて、新井薬師前駅の駅前整備等を進め、交通結節点機能の強化とともに土地利用の更新、地域の活性化を図るものである。													
事業概要図													
東京都 当該箇所 N <table><tr><th colspan="2">凡 例</th></tr><tr><td>.....</td><td>未整備都市計画道路</td></tr><tr><td>////</td><td>鉄道平面区間</td></tr><tr><td>●</td><td>開かずの踏切</td></tr><tr><td>○</td><td>その他の踏切</td></tr></table> 補助76号線 補助220号線 補助26号線 (中野通り) 環状7号線 (環七通り) 環状6号線 (山手通り) 野方駅 沼袋駅 新井薬師前駅 中井駅 西武新宿線 中野区 新宿区 対象区間 至 東村山 至 新宿				凡 例			未整備都市計画道路	////	鉄道平面区間	●	開かずの踏切	○	その他の踏切
凡 例													
.....	未整備都市計画道路												
////	鉄道平面区間												
●	開かずの踏切												
○	その他の踏切												

連続立体交差事業（新規着工準備箇所）

街路課

事業名	けいはんでんてつけいはんほんせんれんぞくりたいこうさじぎょう 京阪電鉄京阪本線連続立体交差事業 (香里園駅～枚方公園駅付近)	事業主体	大阪府
起終点	自：おおさかふ ねやがわし さいわい ちょう 大阪府 寝屋川市 幸町 至：おおさかふ ひらかたし みつやちょう 大阪府 枚方市 三矢町	延長	約5.5 km
事業概要 本事業は、京阪電鉄京阪本線の香里園駅～枚方公園駅付近の約5.5kmにおいて鉄道を立体化することにより、21箇所の踏切（うち開かずの踏切20箇所）を除却し、都市内交通の円滑化を図るとともに、分断された市街地の一体化による都市の活性化を図る事業である。			
事業の目的、必要性 本事業区間は、香里園駅から枚方公園駅付近に位置し、区間内にある踏切21箇所のうち、20箇所が開かずの踏切である。また、(都)中振交野線などの幹線道路と交差しているが、未整備であり、道路ネットワーク形成上の課題となっている。そのような状況から、交通渋滞や地域分断解消のための抜本的な対策が求められている。 本事業では、当該区間を立体化し、円滑な道路交通の確保、一体的なまちづくり、踏切事故の解消を図るものである。併せて、(都)中振交野線の整備や香里園駅の駅前整備等を実施し、交通結節点機能の強化とともに、香里園駅東地区市街地再開発事業等による都市機能と土地利用の更新を進め、地域の活性化を図るものである。			
事業概要図  当該箇所  凡 例 ◎ 開かずの踏切 ○ その他の踏切 — 鉄道平面区間 — 現 道 --- 未整備都市計画道路 - - - 市 境 界			

歴史的資産を核とした魅力あるまちづくりの推進 (歴史的環境形成総合支援事業の創設)

都市計画課

1. 背景・目的

失われつつある貴重な歴史的資産の保存活用を通じ、魅力的な歴史的風致をもつまちづくりを推進することにより、地域の誇りを育み、地域の活性化を図る。

2. 概要

景観形成総合支援事業を景観・歴史的環境形成総合支援事業に再編し、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律案(仮称)」に基づく歴史的風致形成建造物(仮称)の復原・修理等を中心としたハード・ソフト両面にわたる取組を総合的に支援する事業を創設する。

(1) 対象地域

同法に基づき、市町村が作成し、国の認定を受けた「歴史的風致維持向上計画(仮称)」の重点区域(仮称)の区域

(2) 事業主体

- ・地方公共団体(都道府県においては自らの管理施設を対象とする場合に限る)
- ・市町村を構成員に含む法定協議会
- ・民間団体・個人(市町村を通じた間接補助を実施)

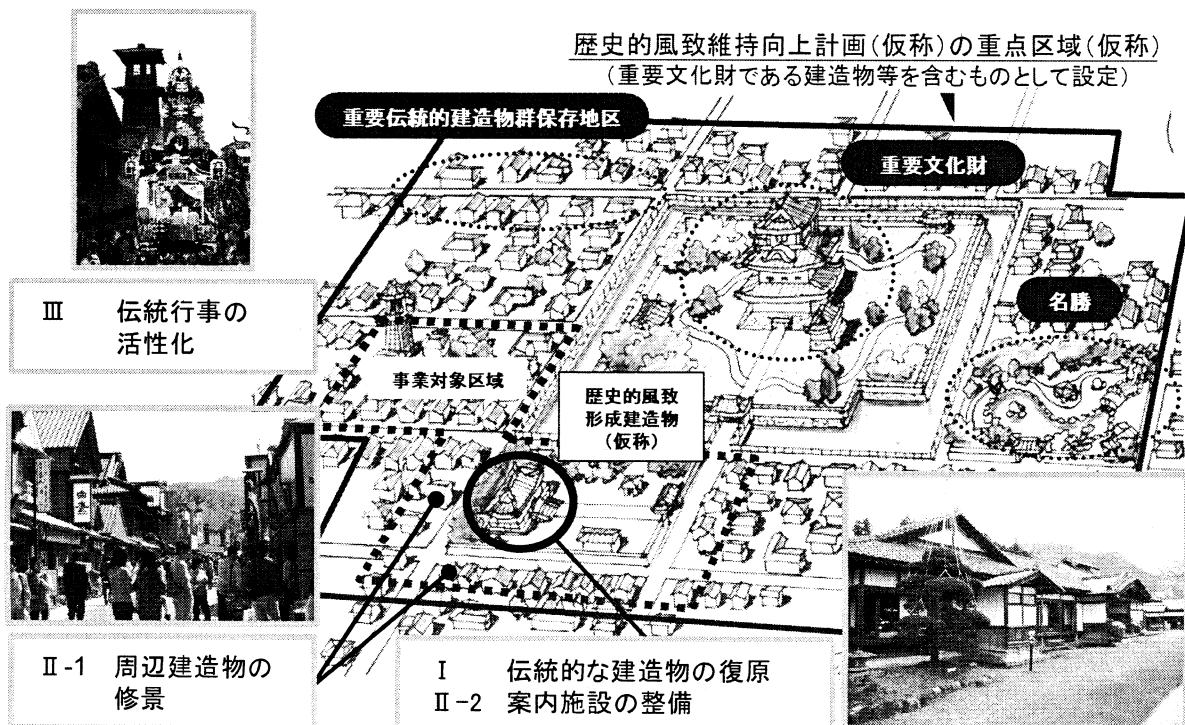
(3) 補助率

- ・コア事業 総事業費の1/2以内
- ・付帯事業 総事業費の1/3以内

間接補助については、コア事業及び付帯事業ともに、総事業費の1/3以内であって、かつ、市町村の補助に要する費用の1/2以内

3. 事業効果

歴史的資産の保存活用を通じた魅力的な歴史的風致をもつまちづくりの推進により、地域の誇りが育まれるとともに、持続的な地域活性化が図られる。



コア事業
付帯事業

- I 歴史的風致形成建造物(仮称)の復原、修理、買取又は移設
- II 歴史的風致維持向上計画(仮称)の重点区域(仮称)の区域における周辺施設の整備
 - 1 歴史的風致を損なっている建造物等の景観上の改善
 - 2 歴史的風致形成建造物(仮称)等の活用を促進するための施設の整備
- III 歴史的風致形成建造物(仮称)等の活用に係るソフト事業

先導的都市環境形成促進事業の創設

市街地整備課、街路課、公園緑地課、下水道部

1. 背景・目的

CO₂排出量が伸び続ける一方、吸収源が減少している都市部において、都市政策として効果的・効率的に都市環境の改善を図るため、地区・街区レベルにおける先導的な環境対策を推進する。

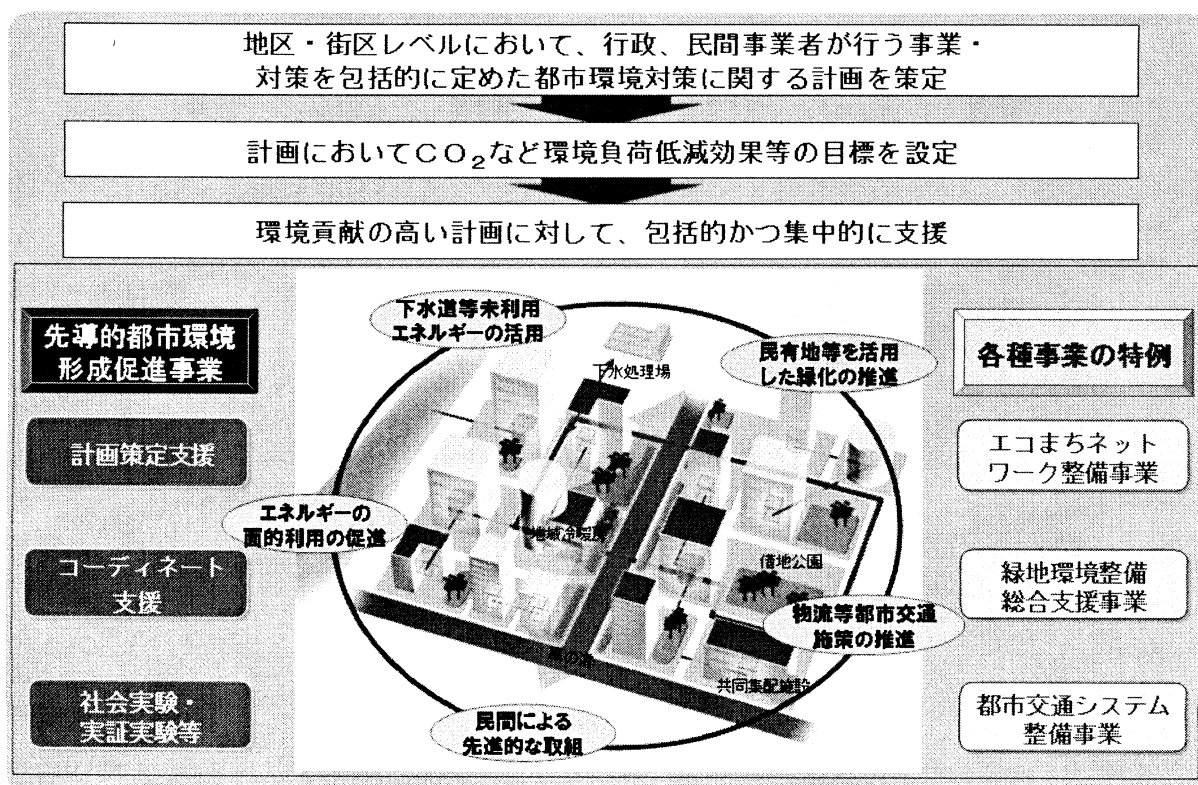
2. 概要

集約型都市構造の実現に資する拠点的市街地等において、地区・街区レベルにおける先導的な環境負荷削減対策を強力に推進するため、各種事業の特例により支援の拡充を図るとともに、「先導的都市環境形成計画」の策定や当該計画に基づく各種都市環境対策の取組に対し、計画策定、コーディネート及び社会実験・実証実験等の支援を行う。

3. 事業効果

行政、民間事業者の行う地区・街区レベルの先導的な環境対策を総合的に支援することにより、省CO₂型の都市の実現が図られる。

先導的都市環境形成総合支援事業の創設 《拠点的市街地等における地区・街区レベルの包括的都市環境対策》



集落活性化推進事業の創設

地方整備課

1. 背景・目的

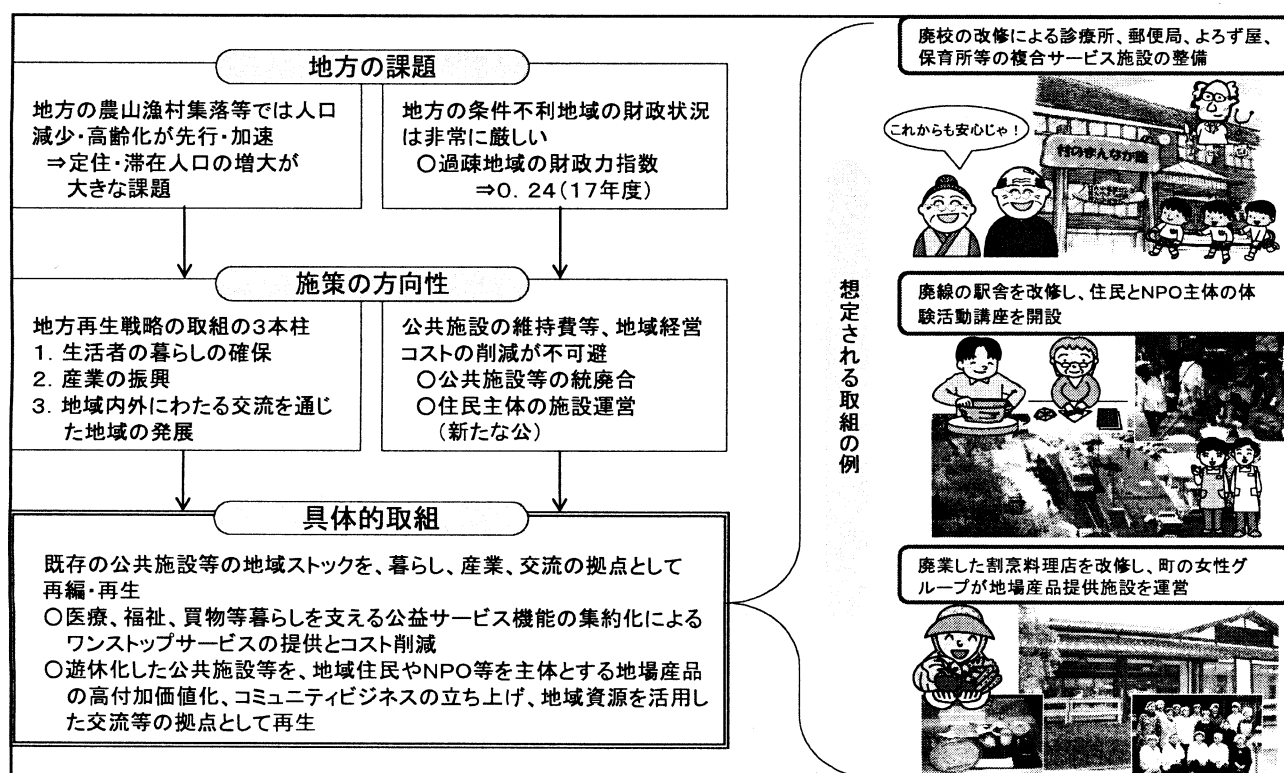
人口減少や高齢化が先行・加速する地方の条件不利地域（過疎、山村、半島、離島、豪雪地域）において、定住人口・滞在人口の流出抑制を図るため、既存の公共施設等を再編・再生し、公益サービスの維持確保、地域産業の活性化による雇用確保等を支援することを目的とする。

2. 概 要

地方における限られた財政を効率的に活用するため、地方の条件不利地域に所在する公共施設等を地域の実情の変化に応じて集約化（再編）し、公益サービスの維持確保を図るとともに、地域の活性化のため、統廃合等による空き施設を改修（再生）し、産業、交流等様々な用途への転換を促進する。

3. 事業効果

地方の条件不利地域において、公益サービスの維持確保、産業の活性化及び地域間交流の促進による定住人口・滞在人口の流出抑制が図られることにより、地方における集落の活性化に寄与する。



下水道水環境保全効果向上支援制度の創設 (新世代下水道支援事業制度の拡充)

下水道企画課、下水道事業課

1. 背景・目的

下水道整備を進めても、接続率が低迷している市町村においては、良好な水環境の創出効果が十分に発揮されない状況にある。接続率の低迷は、所得の低い世帯において接続に必要な資金の調達が困難であることが大きな要因となっている。

以上を踏まえ、下水道整備による水質保全効果をより一層高めるとともに、快適な水辺空間等の形成による地域活性化に資するため、地方公共団体が、下水道の未接続の解消を目的として、高齢者など資金の調達が困難な者に対しトイレの水洗化及び排水設備の設置に助成する場合、また、合流区域における分流化等に伴い必要となる排水設備の改造等に対し助成する場合には、その額の一部を補助対象とするものである。

2. 概要

(1) 生活保護法第2条に基づく保護の受給者がトイレの水洗化及び排水設備を設置するにあたり、地方公共団体が助成する場合に、助成額の2分の1を国が補助する。

① 地域要件

- ・湖沼水域保全特別措置法（昭和59年法律第61号）第3条第2項に規定する指定地域
- ・水道水源の流域
- ・水質汚濁の著しい閉鎖性水域の流域
- ・水質汚濁の著しい都市内中小河川の流域
- ・自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第1項に規定する自然公園等すぐれた自然環境を有する地域

② 地区要件

資金の調達が困難な者など下水道法第11条の3第3項において下水道への接続命令の対象外とされている者を除いて、接続率が9割に達している地域に限定。

③ 制度の期限

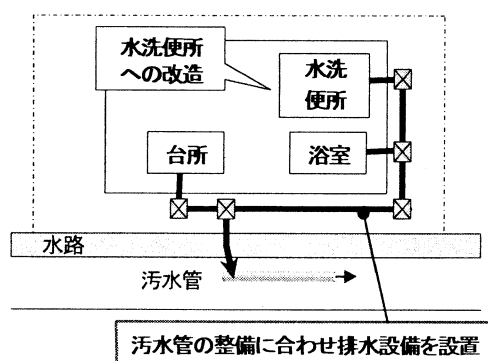
5年間の措置とする（但し、3年後に有効性を検証）

(2) 機能向上を目的とした下水道工事（合流区域における分流化等）に伴い必要となる排水設備の改造等に対し地方公共団体が助成する場合に、助成額の2分の1を国が補助する。制度の期限は5年間の措置とする。

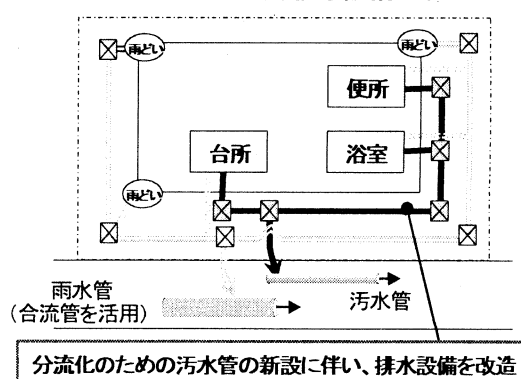
3. 事業効果

下水道への接続を促進するとともに、合流式下水道の改善も含めた下水道整備による水質保全効果をより一層高め、地域の活性化に資する。

下水道整備に伴う排水設備の設置等のイメージ



合流式下水道の分流化に伴う排水設備の改造のイメージ



景観形成総合支援事業の拡充

都市計画課

1. 背景・目的

景観法に基づく景観重要建造物又は景観重要樹木の保全活用を中心とした取組を支援することにより、良好な景観形成を図り、もって交流人口の拡大を通じた地域の振興・活性化を図る。

2. 概要

以下のとおり、制度の拡充を行う。

(1) 対象地域の拡充

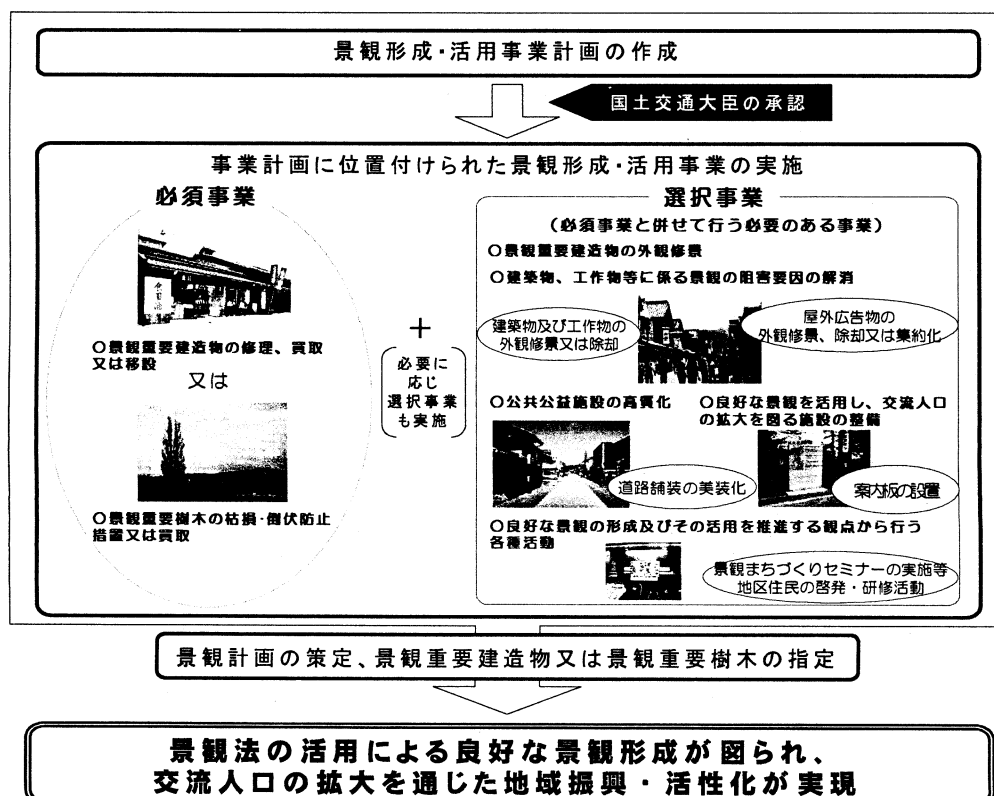
- ① 「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律案（仮称）」に基づき、市町村が作成し、国の認定を受けた「歴史的風致維持向上計画（仮称）」の重点区域（仮称）の区域を追加する。
- ② 「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律案（仮称）」に基づく「認定観光圏整備実施計画（仮称）」の区域を追加する。

(2) 事業主体の拡充

必須事業を行う市町村と協議した上で、当該市町村が作成する「景観形成・活用事業計画」に位置付けられた都道府県（都道府県の管理施設を対象とする場合に限り）を追加する。

3. 事業効果

本制度拡充により、景観法の活用による良好な景観形成が図られ、交流人口の拡大を通じた地域振興・活性化の取組が促進される。



まちづくり計画策定担い手支援事業の拡充

都市計画課

1. 背景・目的

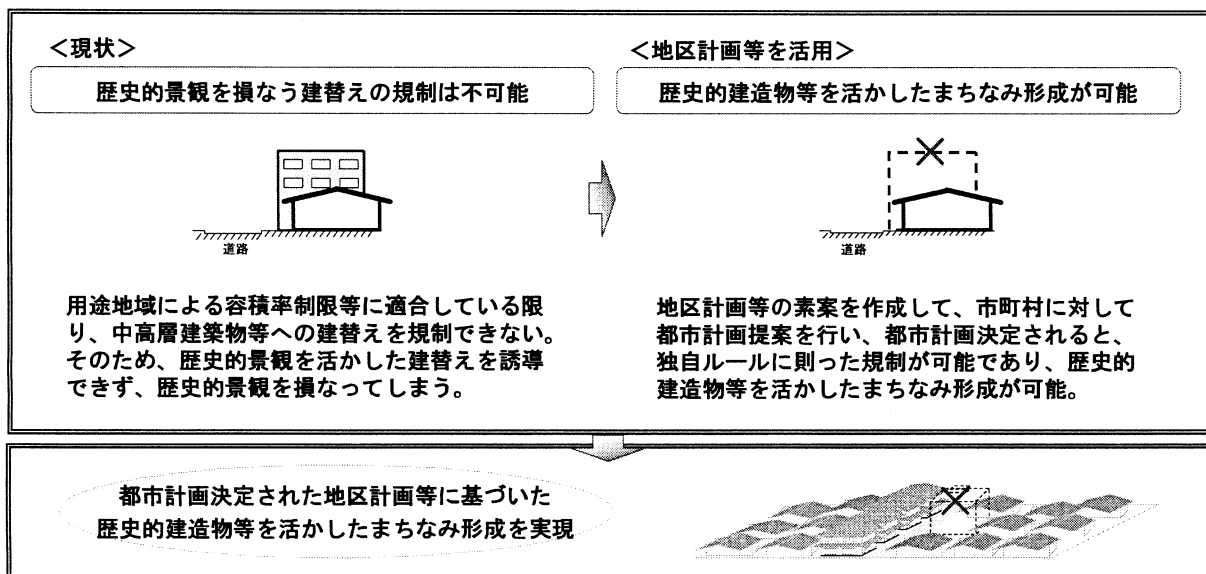
密集市街地等、国策として整備改善を進めるべき市街地において、地権者組織等による地区計画等の都市計画の提案素案の作成を支援することにより、市町村による地区計画等の都市計画決定を促し、市街地の整備改善等を図る本事業において、都市における失われつつある歴史的風致の維持向上を図るため、対象地域を追加する。

2. 概要

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律案(仮称)」に基づき、市町村が作成し、国の認定を受けた「歴史的風致維持向上計画(仮称)」の重点区域(仮称)の区域を対象地域に追加し、歴史的建造物等を活かしたまちなみ形成を図る。

3. 事業効果

地権者組織等が都市計画の提案をしようとする際の素案の作成を支援することにより、市町村による地区計画等の都市計画の決定を促進し、歴史的建造物等を活かしたまちなみ形成を実現する。



【事業主体】: 地権者組織 等

【対象地域】: 国策として整備改善を進めるべき市街地
(0.5ha以上)

- ・密集市街地(25,000ha)
- ・中心市街地活性化法の認定基本計画区域
- ・都市再生緊急整備地域
- ・歴史的風致維持向上計画(仮称)の重点区域(仮称)
- ・都市再開発法第2条の3第1項第2号及び第2項地区
- ・密集市街地整備法による防災再開発促進地区 等

【補助率】: 定額補助(重点密集市街地)
1/2補助(重点密集市街地以外の地域)

【補助限度額】: 500万円/ha(事業費ベース)
(ただし、重点密集市街地については、1地区当たり2,000万円を限度とする。)

【期間】: 平成19~23年度 (5年間)

【補助対象】: 地区計画等都市計画の提案素案の作成に要する費用

- ・基礎調査
- ・地区診断
- ・地区計画等都市計画の提案素案の作成

道路交通の円滑化に資する鉄道施設等の改良 検討経費の拡充

街路課

1. 背景・目的

道路交通の円滑化に当たっては、道路の新設等の従来型の道路事業手法のみでは、長期かつ巨額の費用が必要であり、開かずの踏切のように道路構造以外のボトルネックも深刻な状況である。このような状況に対応するため、ストックの充実と併せて、既存ストックの「使われ方」に着目したストック利用の効率化を促進する必要がある。

また、鉄道の高架化による踏切除却ペースのスピードアップを図るためには、鉄道事業者による積極的な取組を推進する必要があることから、既設線の高架化を行うための工事の省力化、急速化を図るための技術開発等を進める必要がある。

2. 概要

踏切の遮断等に係るシステムの高度化に係る検討に加えて、効率的な鉄道高架技術の開発等道路交通の円滑化に資する鉄道施設等の改良の検討を行う。

3. 事業効果

踏切遮断時間の短縮及び鉄道高架技術の開発を推進することにより、道路交通混雑の緩和を図り、円滑な道路交通を推進することができる。また、道路交通混雑の緩和による走行速度の向上により、沿道大気環境の改善が期待される。

効率的な鉄道高架技術開発

既設線の鉄道高架は仮線方式※が一般化
(仮線用地の取得等に時間を要し、踏切解消が遅延)

活線状況において用地取得を伴わない
効率的な鉄道高架技術の開発を推進

鉄道高架の省力化等を通じて、
鉄道事業者の高架化の取組を推進

踏切解消による道路交通の円滑化

※仮線方式: 鉄道の既設線を移設した跡地に高架橋を造り、高架化を行う方式